

4-3 高齢者・障害者等の主な特性と移動上の課題

高齢者、障害者の方の抱える様々な移動上の課題について関係文献資料の整理、市内障害者団体の方への聞き取りを行い、まとめました。当事者の抱える障害の種類によって感じるバリアが異なることを理解し、その特性も考慮して、よりよい計画づくり、体制づくりを進めていくことが重要です。

(1) 高齢者の特性（国土交通省バリアフリーガイドラインより抜粋）

高齢者は、身体機能が全般的に低下しているため、明らかに特定の障害がある場合以外は、外見上顕著な特徴が見られないこともある。しかし、程度は軽くても様々な障害が重複している可能性があり、移動全般において身体的・心理的負担を感じていることが多い。

機能低下の内容や程度は様々であり、本人が気づいていないうちに進行していることもある。身体的な機能低下はそれぞれの障害と関連して対応を考えることができる。例えば、耳が遠くなるということは聴覚障害の一部と考えることができ、白内障で視力が低下することは、視覚障害の一部とすることができる。

心理面では、体力全体が低下している高齢者は、機敏な動きや、連続した歩行等に自信がなくなり（また、実際に困難になり）、心理的にも気力が低下してくることがある。

また、認知症は、加齢に伴い著しく出現率が高まる疾病である。認知症の基本的な症状は単なる「もの忘れ」ではなく、脳の萎縮や血管の病変によって起こる認知・記憶機能の障害である。認知症にはいくつかの原因があり、アルツハイマー病や脳血管性認知症が代表的である。

（認知症）

- ・体験の全部や少し前のことを忘れてたり、忘れたことの自覚を伴わない記憶機能の障害がある。
- ・自分のいる場所や行き先、時間がわからなくなる見当識の障害がある。
- ・徘徊行動をとり旅客施設などに迷い込む場合がある。こうした行動は制止が困難な場合が多い。

■移動上の困難さ

- ・人混み、大規模な旅客施設、普段利用しない場所では不安を感じやすい。
- ・若い人のように長い距離を歩いたり、素早く行動することが困難な傾向にある。
- ・転倒したり、つまずきやすくなり、大きなけがにつながる可能性がある。
- ・路線図、運賃表、時刻表などの小さな文字が見えにくい。
- ・新しい券売機等の操作がわかりにくい。
- ・階段の上り下り、車両の乗降などは身体的負担が大きい。
- ・階段の利用については、上るとき以上に下るときの身体的負担が大きく、不安を感じる。
- ・トイレに頻繁に行きたくなる。
- ・長時間の立位が困難であり、ベンチなどに座る必要がある。
- ・屋外や空調下では、水分摂取が適宜行えない等から体温調整が難しい。

(2) 肢体不自由者の特性（車いすを使用している場合）

（国土交通省バリアフリーガイドラインより抜粋）

車いす使用者は、下肢等の切断、脳血管障害、脊髄損傷、脳性麻痺、進行性筋萎縮、リウマチ性疾患等により下肢の機能が失われる（又は低下するなど）こと等により、障害に適した車いす（手動車いす、簡易式折りたたみ式電動車いす、電動車いす、ハンドル形電動車いす、（身体支持部のティルト機構やリクライニング機能等を有する）座位変換形車いす等）を使用している。また、一時的なけがによる車いすの使用も考えられる。

脳血管障害により車いすを使用している人は、左右いずれかの片麻痺の状態であることが多く、片方の手足で車いすをコントロールしている場合がある。

脊髄損傷により車いすを使用している人は、障害の状況により下半身、四肢等の麻痺が生じ、歩行が困難又は不可能になっている。また、尿意または便意を感じないこともある、体温調整が困難、床ずれになる等、生活上多くの2次障害を抱えている場合が多い、床ずれを予防するため車いすのシートにクッションを敷いていることが多い。

脳性麻痺により車いすを使用している人は、不随意の動きをしたり、手足に硬直が生じていることがあり、細かい作業（切符の購入等）に困難をきたす場合がある。また、言語障害を伴う場合も多くあり、知的障害と重複している場合もある。

進行性筋萎縮症は進行性で筋肉が萎縮する疾患である。進行性のため、徐々に歩行が困難となり車いすを使用するに至る。首の座りや姿勢を維持するのが難しい場合もあり、筋肉が弱っていることから身体に触れる介助は十分な配慮が必要となる。

リウマチは慢性的に進行する病気で多くは関節を動かした時に痛みを伴う。関節が破壊されていくため、特に脚などの力がかかる部分は、大きな負担に耐えられなくなる。そのため、症状が重くなると車いすを使う場合がある。

■移動上の困難さ

- ・車いす使用者は、段差や坂道が移動の大きな妨げとなる。
- ・移動が円滑に行えない、トイレが使用できない等の問題があることから、外出時の負担が大きい。
- ・階段、段差だけでなく、極端な人混み、狭い通路、急なスロープ、長い距離のスロープ、通路の傾斜などの通過も困難となる。
- ・券売機の設置位置が高かったり、車いすのフットサポートが入るスペースが十分でないなど券売機での切符の購入が困難な場合がある。
- ・頭の位置が低いために人混みでは周囲の人のバッグなどが顔にあたることもある。
- ・視点が常に低い位置にあり、高い位置にあるものが見えにくかったり、手が届かないことがある。
- ・上肢に障害がある場合、手腕による巧緻な操作や作業が難しく、エレベーターやトイレ、券売機等の操作ボタン等の操作が困難な場合がある。
- ・車いす（手動車いす、簡易式折りたたみ式電動車いす、電動車いす、ハンドル形電動車いす、座位変換形車いす等）が安定的に位置取りかつ動作できるスペースが必要なことがある。
- ・ドアの開閉が困難である。円滑に移動するためには開き戸ではなく、引き戸または自動ドアが望ましい。

(3) 肢体不自由者の特性（車いす使用者以外）

(国土交通省バリアフリーガイドラインより抜粋)

杖歩行の場合、スロープでは滑りやすく、また、肢上からの義肢を装着している場合には、膝がないため下肢をまっすぐに踏ん張ることができず、勾配により歩くことが困難となる。加えて、車内では直立時の安定性が低く転倒の危険性があるため、多くの場合、座席が必要となる。

杖歩行以外でも、障害の部位や程度は様々で、その部位によって歩行機能のレベルや求められるニーズが異なる。

■移動上の困難さ

- ・階段、段差だけでなく、極端な人混み、狭い通路、スロープ、通路の傾斜などの通過も困難となる。
- ・肢体不自由のため杖歩行している人は、短距離の移動でも疲労を感じる。ベンチなど休憩する場所を必要とする。
- ・松葉杖などを使用している人は、両手がふさがるため、切符の購入や料金の支払いが困難になる場合がある。

(4) 内部障害者の特性（国土交通省バリアフリーガイドラインより抜粋）

内部障害は、普段、外見上わかりにくい障害である。全体の半数以上が1級の障害で、心臓疾患が最も多く、ついで肝臓疾患である。他の障害に比べ年々増加しているのが大きな特徴である。

下記の内部障害の他にも膠原病や、パーキンソン病、ペーチェット病等の難病も、病気の進行によって、平衡を維持できない場合がある等、日常生活に著しく制約を受ける。

(心臓機能障害)

- ・不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障害で、ペースメーカー等を使用している人がいる。

(呼吸器機能障害)

- ・呼吸器系の病気により呼吸機能が低下した障害で、酸素ボンベを携行したり、人工呼吸器（ベンチレーター）を使用している人がいる。

(腎臓機能障害)

- ・腎機能が低下した障害で、定期的な人工透析に通院している人がいる。

(膀胱・直腸機能障害)

- ・膀胱疾患や腸管の通過障害で、腹壁に新たな排泄口（ストーマ）を増設している人がいる。オストメイト（人工肛門や人工膀胱を持つ人）は、トイレの中に補装具（パウチ＝排泄物を溜めておく袋）を洗浄できる水洗装置、温水設備等を必要とする。

(小腸機能障害)

- ・小腸の機能が損なわれた障害で、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている人がいる。

(ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害)

- ・HIVによって免疫機能が低下した障害で、抗ウイルス剤を服役している。

■移動上の困難さ

- ・長時間の立位が困難な場合がある。
- ・心肺機能の低下等により長い距離を連続して歩くことや階段の昇降が困難な場合がある。
- ・携帯電話等の電波によるペースメーカーへの影響が懸念される。
- ・障害の部位により、空気の汚染されている場所に近づけないことや、酸素ボンベの携行が必要な場合がある。
- ・膀胱・直腸等の機能障害による排泄の問題がある。
- ・オストメイトの人のパウチ洗浄設備など、トイレに特別の設備を必要とする場合がある。

(5) 視覚障害者の特性（全盲・弱視・色覚障害）

（国土交通省バリアフリーガイドラインより抜粋）

視覚障害者には、主として音声による情報案内が必要となる。たとえば、運賃や乗り換え経路の案内、駅構内の案内等である。また、ホーム上での適切な誘導による安全確保等、移動の安全を確保することが重要となる。

視覚障害者は、まったく見えない全盲の人だけでなく、光を感じたり物の輪郭等を判断でき、視覚障害者誘導用ブロックや壁面・床面のラインと背景色のコントラストを目印に外出できるような弱視（ロービジョンとも呼ばれる）と言われる人も少なくない。全盲は視覚に障害のある方の2割程度といわれ、その他は弱視となる。弱視者は周囲の明るさや対象物のコントラスト等の状況によって、同じものでも見え方が異なる場合がある。

ほかに、視野の一部に欠損があり、周囲の情報を十分に視覚的に捉えることができない障害や視力低下、ぼやけて見えにくい、視野狭窄により見えにくい、視野の中心の暗点により見えにくい、明順応障害がありまぶしくて見えにくい等、様々な障害がある。

色覚障害者は、明度や彩度の似た色の判別が困難となる。また、加齢により色覚機能が低下する人もいることから、今後、高齢化の進展により何らかの色覚障害を有する人が増えるものと見込まれる。色覚障害者は、一見異なった色でも同じ明度や彩度の場合見分けることが困難となることがある。例えば、「赤と緑とグレー」、「オレンジと黄緑」は明度が同じであるため、区別することが困難となる場合がある。逆に、「緑と青緑」の2色は見分けることができる場合がある。このため、旅客施設における案内表示等について、色覚障害に対する配慮が必要となる。

視覚障害者が、公共交通機関を利用して外出する時は、目的地への道順、目標物等を事前に学習してから出かけることが一般的である。しかし、日によって屋外空間の状況は変化することから、天候、人の流れ、不意な工事の実施等、いつもと違う環境に遭遇することも少なくない。また、急に初めての場所に出かける必要に迫られることもある。単独歩行に慣れている視覚障害者でも、こうした状況の変化は緊張を強いられ、ともすれば思わぬ危険に遭遇することもある。駅周辺の放置自転車や、コンコースに出典している売店等も注意しなければぶつかるため、周囲の配慮が必要となる。

■移動上の困難さ

- ・経路の案内、施設設備の案内、運行情報等、主として音声・音響による情報案内が必要である。
- ・視覚障害者はホーム上を歩行する際に転落の危険・不安を感じている。
- ・弱視の人は、色のコントラストがないと階段のステップや表示などが認識できない場合がある。また、文字表示は大きくはっきりと表示し、近づいて読めることが必要である。
- ・色覚障害者は、線路の案内図や時刻表、路線情報の表示などにおいて、明度や彩度の似た色など、色の組み合わせによりその識別が困難になる場合がある。

(6) 聴覚障害者の特性（聴覚・言語障害者）

（国土交通省バリアフリーガイドラインより抜粋）

聴覚・言語障害者はコミュニケーションをとる段階になって、初めてその障害に気がつくことが多く、普段は見かけ上わかりにくい。聴覚の障害も個人差が大きく、障害の程度が異なる。特に、乳幼児期に失聴するなど、その時期によっては言葉の習得が困難になるため、コミュニケーションが十分に行えない場合もある。聞こえるレベルにより、補聴器でも会話が可能な人もいるが、周囲の雑音の状況、補聴器の具合、複数の人と会話する時等、うまく聞き取れないこともある。また、重度の聴覚障害の場合には、補聴器をつけても人の声を聞き取ることができない場合がある。聞こえないことにより、言葉をうまく発音できない障害を伴うことがある。また、聴覚障害という認識がなくても、高齢になり耳が聞こえにくくなっている場合もある。

聴覚障害者は、公共交通機関を利用するときに、駅の案内放送、発車ベル、車内放送等が聞こえず困難を感じている。電光掲示装置や何らかの視覚的な表示機器を必要としている。アナウンスが聞き取れない、車内に電光掲示装置がない等の状況では、外を見たり、駅名、停留所名表示に常に注意しなければならない。列車の接近音、発車合図が聞こえないことにより、列車に接触しそうになったり、ドアに挟まれそうになったり、危険な思いをすることが少なくない。

聴覚・言語障害者にとって、窓口や案内時におけるコミュニケーションのとり方を習得した職員による、短く簡潔な文章による筆談、できれば簡単な手話等での対応が望まれる。

■移動上の困難さ

- ・旅客施設内、ホーム、車内での案内放送が聞こえない場合がある。
- ・ホーム等では列車の接近や発車合図に気がつかない場合がある。
- ・事故や故障で停止・運休している時の情報が音声放送だけではすぐに得られない。
- ・駅の案内放送、発車ベル、車内放送等が聞こえず困難を感じる場合がある。
- ・可変式情報表示装置や何らかの視覚的な表示機器がない駅や車内では不便を感じる。
- ・外見で判断することが難しく、周囲が気づきにくいいため障害を理解されないことがある。
- ・聞こえるレベルにより、周囲の雑音の状況、補聴器の場合、複数の人と会話する時等、うまく聞き取れないことがある。
- ・カウンター窓口越しの対応などで相手の表情が見えないとコミュニケーションが取りにくいことがある。

(7) 知的障害者の特性

知的障害とは、発達時期（概ね18才頃まで）において、脳に何らかの障害が生じたために、「考えたり、理解したり、感情をコントロールしたり、話したり」するなど知的な能力やコミュニケーションに障害が生じることです。物事の意味や抽象的な概念が分かりにくいということも特徴です。

知的障害を含む代表的な症候群には、「ダウン症」、「自閉症」等があります。また、発達障害を併せもつことが少なくないです。

(ダウン症)

ダウン症は症候群であり、染色体異常を伴う障害です。身体的な特徴としては、成長に少し時間がかかるため、出生時から体重、身長とも平均より少なく、その後も同年齢の平均に比べ小さい等の特徴があります。またコミュニケーションの発達特徴として、理解に比較して表現機能が遅れているという特徴があります。

(自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群)

自閉症も症候群であり、知的障害に関連した障害です。自閉症は心理的な原因で生じる情緒障害ではなく、先天性の脳障害であり、原因は解明されていません。①社会的相互関係の障害、②コミュニケーション能力の障害、③反復常同的あるいは執着的行動（道具などが違った場所にあると元の位置に戻ってしまうなど、同一性保持の名称で知られています）、の三つが幼少期から見られることによって定義づけられる発達障害とされています。言語障害については様々ですが、イントネーションの異常やカン高い声、繰り返し質問するなどがあります。

高機能自閉症やアスペルガー症候群は、自閉症の特徴をもちながらも知的発達の遅れが伴わないので、障害に気づくことが更に遅れやすいと言われていています。これらの障害を総称して広汎性発達障害又は自閉症スペクトラムともいいます。

(国土交通省『「ゆっくり」「ていねいに」「くりかえし」
—知的障害、精神障害のあるお客様に対する対応—』、
国土交通省バリアフリー整備ガイドラインより抜粋)

以下に、「瀬戸市手をつなぐ親の会」にご協力いただき、聞き取りを行った結果を整理します。

■傾向

- ・会話の途中で異常に甲高い声が出たり、イントネーションに異常をきたすことがある。正常な状態に戻るためには少し時間が必要となる。
- ・自閉症の場合は、突然飛んだり、駆け出したりする。その場合無理に止めようとする逆効果となるため、目を見て会話をする必要がある。
- ・利用上のルールや常識が理解できにくいことがある。
- ・一度にたくさんを言われると混乱することがある。
- ・困ったことが起きても、自分から人に助けを求めることが出来ない人もいる。

- ・コミュニケーションに際しては、ゆっくり、丁寧に、わかりやすく説明することが必要となる。
- ・外見で判断することが難しく、周囲が気づきにくいいため、障害を理解されないことがある。
- ・大声を出したり騒いだりする人もいる。
- ・環境の変化を理解し対応することが困難なので、ごくわずかな変化にも対応できないことがあり、例えば行き先の変更や時間の遅れがあった場合に困惑する。
- ・場合にあった会話や行動ができず、周囲から浮いてしまうことがある。
- ・気持ちをうまく伝えられないために、コミュニケーションがとれないことがある。
- ・流れる文字や情報表示の転換が早いときには、情報取得が困難となる。
- ・匂い、光、音、温度等に対して感覚過敏や感覚鈍麻がある場合がある。
- ・聞いても理解できなかつたり、時刻表が読めない人もいる。
- ・「不注意」「多動性」「衝動性」の行動特徴があり、車内で座席にずっと座っていることができない人もいる。

■知的障害のある方の自立した日常生活や社会生活を支える「移動」を考える上で現状の道路、鉄道駅、バス停などの施設において改善すべき点

- ・道路や歩道の段差を解消してほしい。
- ・駅にエレベーターを設置してほしい。
- ・鉄道ホームにおける情報案内板を整備してほしい。

■知的障害のある方の自立した日常生活や社会生活を支える「移動」を考える上で、「市民」、「交通事業者」、「行政」が理解すべきこと、手助けすべきこと、対応すべきこと

- ・重複障害者の方にとっては外出すること自体が大変なことであるため、外出できるようなサポート体制を整えてほしい。
- ・障害の有無に関係なく、一人の人間として対応するような環境ができるような社会であってほしい。
- ・すべての人が障害について正しく理解してほしい。障害の種類によって感じるバリアが異なることを理解してほしい。これが基本となる。
- ・まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりが必要である。特に、外出時にじろじろ見られたり、指をさされたりするのは一番困り、外出したくないという気持ちになる。
- ・交通事業者の理解と適切な対応（「ゆっくり」、「丁寧に」、「繰り返し」）に関して、社員教育をしっかりやってほしい。
- ・移動した先（公共施設、商業施設等）での対応も重要で、それらの目的地での理解、適切な対応も伴わなければならない。
- ・障害者用施設を増設してほしい。

(8) 精神障害者の特性

精神障害には、「統合失調症」、「そううつ病」等の疾患があります。

(統合失調症)

ごく普通のありふれた病気です。約1%の発症率なので、世界中にこの病気で悩んでいる多くの方がおり、日本でも約67万人が治療を受け、20万人以上が入院生活を送っています。

統合失調症の原因は正確には不明ですが、いくつかの因子の相互作用によると考えられています。すなわち、遺伝因子、脳の発達に影響するような妊娠・出産の合併症、生物学的・社会的ストレスなどが、統合失調症の発症に影響しています。

その症状は、脳（神経）の一部の働きが活発になりすぎた状態で、前兆として、不眠やあせりの気持ちがひどくなり、つらい気持ちになりますが、治療を受け十分な休養と睡眠をとって規則正しい生活のリズムを作ると、回復へ向かいます。

(うつ病)

うつ病は、ストレスにさらされれば誰でもなる可能性があり、いってみれば心の風邪ひきのようなものです。ストレスにさらされると、これに立ち向かうホルモン（副腎皮質ホルモン）が分泌されますが、普通は「フィードバック機構」が働いて次第にストレス反応が止まります。しかし、うつ病になるとこれが止まらなくなってしまう。悲しいことがあったり、大きな失敗をしたときなどは、誰でも食欲がなくなったり眠れなくなったりしますが、うつ病はこれがひどくなって、そのまま治らなくなってしまうたり、治りにくくなってしまった状態です。

(そううつ病)

気分が高揚した「そう」状態と「うつ」状態が交互に現れ、一般にそう状態よりうつ状態の期間の方が長くなります。遺伝的要因と環境要因が重なって、発病するものと考えられています。

(てんかん)

てんかんとは、脳内に正常よりも強い電気的変化が突発的に生ずることにより、意識障害やけいれんの発作が起きる病気で定期的に服薬を続けると大部分は発作を防げるようになりますが、一部に発作をコントロールできず、発作が繰り返されることがあります。発作は通常2～3分でおさまりますが、まれに発作が強くなったり、弱くなったりしながら長時間つづく「発作重積」と呼ばれる状態があり、この場合は医師の治療が必要になります。てんかん発作は、意識が完全に障害されていない状態の部分発作と、意識障害を伴う全般発作があります。ガムを噛むような状態から全身けいれんに移行する二次性全般発作もあります。

(国土交通省『「ゆっくり」「ていねいに」「くりかえし」

—知的障害、精神障害のあるお客様に対する対応—』より抜粋)

以下に、「NPO 法人はなみずき精神障害者小規模作業所 花水木工房」にご協力いただき、聞き取りを行った結果を整理します。

■傾向

- ・一人で外出する時や新しいことを経験するときは、緊張し、不安を感じやすい。緊張していることが態度に出てしまう。
- ・腹痛や吐き気を催すときがあるので、トイレの近くに座るようにしている人や、喫煙によるストレスの解消を図ろうとする人がいる。
- ・のどの渇き、服薬のため水飲み場を必要とする人もいる。
- ・関係念慮（本来自分とは関係ないことを自分に関係づけて考えたり感じたりする。）が強く、外出することが困難な人もいる。具体的な関係念慮としては、次のことが挙げられる。
 - 幻聴が聞こえたり、誰かに見られている気がする。
 - 自分が他人に、他人が自分に何か悪いことをしていないか妄想してしまう。
 - 自分の気持ちが態度に出ていたり、心が読まれていると錯覚してしまう。
 - 音に敏感になり、意図していない物音が、故意にやられたものだと思ってしまう。
- ・調子が良ければ、自動車や原付、自転車も乗れるが、自動車の運転は、主治医の許可が必要。

■精神障害のある方の自立した日常生活や社会生活を支える「移動」を考える上で現状の道路、鉄道駅、バス停などの施設において改善すべき点

- ・道路や歩道の段差を解消してほしい。
- ・駅にエレベーターを設置してほしい。
- ・待ち時間を知り、不安を和らげるため、ホームや改札に情報案内板を整備してほしい。
- ・水飲み場があると安心する。

■精神障害のある方の自立した日常生活や社会生活を支える「移動」を考える上で、「市民」、「交通事業者」、「行政」が理解すべきこと、手助けすべきこと、対応すべきこと

- ・すべての人が障害について正しく理解してほしい。障害の種類によって感じるバリアが異なることを理解してほしい。これが基本となる。
- ・まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりが必要である。
- ・交通事業者の理解と適切な対応（「ゆっくり」、「丁寧に」、「繰り返し」）に関して、社員教育をしっかりやって欲しい。
- ・精神障害者福祉手帳割引（運賃等）を考えて欲しい。

(9) 高次脳機能障害者の特性

高次脳機能障害とは、交通事故や脳疾患など様々な原因で、脳が損傷していることによる後遺障害です。(交通事故等による脳外傷が約8割、脳血管性の病気等が約2割)

注意力や集中力の低下、新しいことが覚えられない(記憶障害)、感情の抑制がきかなくなる、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなる等、日常生活が困難になります。

以下に、瀬戸市を活動拠点として高次脳機能障害者の支援、交流等を行っている「サークル・フレンズ」にご協力いただき、聞き取りを行った結果を整理します。

■傾向

- ・身体障害のない人も多く、外見からは障害があることが分かりにくい上、本人も自覚が難しく、誤解を受けやすいため、「見えない障害」と言われる。
- ・交通事故の後遺症で発症しているにも関わらず、自身が障害を自覚していない。(潜在的に、この問題を抱えた人が多いのではないか。)
- ・注意力が極端に落ちる。そのために信号を良く見ないことがよくある。
- ・忍耐力がなく意識が散漫である。物事に集中できない。
- ・記憶力が低下し、新しいことを覚えられない。
- ・感情のコントロールが難しい(泣いたり、怒ったり、笑ったり)。感情爆発が時々発症する。
- ・こだわりが非常に強くなる。
- ・音に過敏になり、騒音のある場所に、出かけられない。ひどい場合はパニック状態になる。
- ・目的地へ一人で行くことが難しく、電車、バス等の乗り換えは、一人では自信が持てない。また、切符の買い方がよく判らない。そのため外出時には、当事者を理解した(人間関係が築けた)付添者が必要となる。
- ・階段を降りる時は、手すりが必要になる。(バランス感覚が無くなる人もいる。)
- ・全体の約半数は、身体障害者手帳や精神障害者保険福祉手帳を所持していない。

■自立した日常生活や社会生活を支える「移動」を考える上で現状の道路、鉄道駅、バス停などの施設において改善すべき点

- ・道路や歩道の段差を解消してほしい。
- ・駅にエレベーターを設置してほしい。
- ・注意力がない人が多いため、道路交差点の表示等は、出来るだけ目立つ看板表示にして欲しい。(歩く目線の高さに案内サインを設置して欲しい。駅構内の表示等も上に同じ。)

■自立した日常生活や社会生活を支える「移動」を考える上で、「市民」、「交通事業者」、「行政」が理解すべきこと、手助けすべきこと、対応すべきこと

- ・すべての人が障害について正しく理解してほしい。障害の種類によって感じるバリアが異なることを理解してほしい。
- 具体的には、もっと健常者の方は、保険所や市役所が開催している健康フェスタなどに参加して、障害を理解することに努めてほしい。また、行政や地元団体は、こうした地元市民への説明会等をより積極的に開催し、市民、行政が一体となって心のバリアフリーに取り組んでほしい。

- ・ 注意力不足、環境変化（音、人混み、匂い等も含む）への適応力不足等を理解し、適切に対応することが必要である。（ちょっとした気遣いがあるだけで安心する）
- ・ 交通事業者の理解と適切な対応（「ゆっくり」、「丁寧に」、「繰り返し」）に関して、社員教育をしっかりやって欲しい。
- ・ 障害を抱える方が自立して外出できるようになることは、本人にとっても非常に喜ばしいことであり、家族にとっても望ましいことである。

4-4 問題点と課題の整理

既存アンケートの整理、まち歩き点検による具体的なバリアの把握、高齢者や障害者の方の抱える様々な特性等を踏まえ、以下に移動円滑化に関する課題を整理します。

■ 駅に関する問題点・課題

項目		問題点	課題
移動経路	水平動線	<ul style="list-style-type: none"> ホームの凸凹やすり付け勾配が危険である。 駅舎の出入り口に自動ドアがなく、駅舎への円滑な出入りが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な空間整備 円滑に移動できる水平経路の確保 (きめ細かな配慮が必要)
	垂直動線	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な垂直移動が困難である。 ※エレベーターが未設置 ※スロープが未設置 ※身体障害者用のスロープが急勾配 ※階段中央にも手摺りがあるとよい 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑に移動できる移動経路の確保
誘導案内設備	サイン・案内	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道及び鉄道駅利用に関する情報提供が不足している。 ※文字による運行情報提供（電光掲示板等）がない。 ※障害者用通路の利用方法や各種障害者向けのサービス（割引、耳マーク等）の利用方法に関する情報提供がない。 駅周辺の案内施設に関する情報提供が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰にとっても分かりやすい情報提供
施設・設備	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 障害者対応のトイレが設置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰にとっても利用しやすい駅施設の設置・改善
	券売機	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等が利用しにくい。 ※運賃表の文字が小さい。 車いすの方が利用しにくい。 ※手が届きにくい。 ※光の反射により文字が見づらい。 	
	休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> 休憩施設が不足している。 	

■道路に関する問題点・課題

項目		問題点	課題
歩道	有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性、快適性が確保されていない。 ※安心してすれ違うことができない。 ※幅員が頻繁に変わることにより、視覚障害者が目標を見失う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保や譲り合いが必要
	舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装や側溝の継ぎ目などの凸凹が、円滑な移動の妨げとなっている。 ・安全性が確保されていない。 ※蓋のない側溝や側溝蓋のすき間がある。 ※雨天時に滑りやすいマンホールの鉄蓋やグレーチング蓋が歩道の中央にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦性の向上による安全性の確保が必要
	歩車分離	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の安全性の確保が図られていない。 ※横断防止柵が未設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の安全性の確保が必要
	勾配 交差点部の段差 車両乗り入れ部	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性、快適性が確保されていない。 ※急な縦断勾配や横断勾配 ※交差点部の段差や、舗装面が波をうっている車道乗り入れ部において、車いすが転倒する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦性の向上による安全性の確保が必要
立体横断施設		<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な垂直移動が困難である。 ※エレベーターが未設置 ・階段での移動の安全性が確保されていない。 ※踏面の幅が均一でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で円滑に移動できる移動経路の確保
その他	視覚障害者誘導用ブロック 案内標識 その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックが破損または変色し、安心して利用できない。 ・周辺施設への案内標識が分かりにくい。 ・横断歩道の安全性が確保されていない。 ※信号機の音声によるサポートがない。 ※歩行者用信号の青時間が短い。 ・歩道内の工作物（電柱、バス停）等への衝突の危険がある。 ※電柱の色が背景と同化し、視覚障害者が識別できない。 ※標識の高さが低い。 ※スロープと並行する階段が見づらい。 ・天候の変化に配慮した手すりがない。 ・バス停留所の十分なスペースが確保されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道通行時及び交差点横断時の安全性の確保 ・誰もがわかりやすい情報提供

	マナー等	<ul style="list-style-type: none"> 歩道通行者への配慮が欠けている。 ※植栽、自動車、砂利等が民地から歩道にはみ出している。 ※路上駐輪 	<ul style="list-style-type: none"> 収容空間の整備、マナー向上
--	------	--	---

■駅前広場における問題点・課題

区分		問題点	課題
交通空間	歩行者動線	<ul style="list-style-type: none"> 舗装や側溝の継ぎ目などの凸凹が、円滑な移動の妨げとなっている。 安全性が確保されていない。 ※安心してすれ違うことができる幅員が確保されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全性の確保が必要
	案内施設	<ul style="list-style-type: none"> バス路線図が分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もがわかりやすい情報提供
照明施設	視覚障害者への案内施設（誘導用ブロック等）	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックが利用しにくい。 ※磨耗した視覚障害者誘導用ブロックとインターロッキングブロック舗装の境界が不明瞭である。 ※視覚障害者誘導用ブロック上に障害物がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 収容空間の整備または意識変革
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 歩道通行者への配慮が欠けている。 ※路上駐輪 	<ul style="list-style-type: none"> 収容空間の整備、マナー向上

■ソフト面に対する問題点・課題

区分		問題点	課題
意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や各障害者への配慮が欠けている。 ※人の目が気になり、外出したくなくなる障害者の方がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意識向上や、高齢者や各障害者の特性の理解の推進
人による対応		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や各障害者に対する人的なサポート体制が十分に整っていない。 ※障害についての理解されていないため、必要な手助けが得られない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意識向上や、高齢者や各障害者の特性の理解の推進 公共交通事業者による適切な人的対応
その他		<ul style="list-style-type: none"> 多くの障害者に対する支援制度は整備されているものの、一部の方に対する支援（運賃等の割引等）が不十分な状態となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や各障害者の積極的な社会参画を支援する取り組みの推進